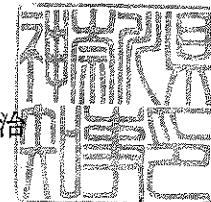


水第2027号
令和4年2月18日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



中型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をするべき船舶等の数	許可又は起業の認可をするべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をするべき漁業者の資格	(規則第14条第1項による許可又は起業の認可を申請すべき期間)	許可の有効期間
いわし・かつお・まぐろ中型まき網漁業	2 かつお・まぐろ中型まき網漁業	5トン以上15トン未満の申請のあつた総トン数	定めない	いわしを目的とする場合は、神奈川県の地先海面。かつお・まぐろを目的とする場合は、城ヶ島灯台正南線以西の神奈川県の地先海面。但し、城ヶ島灯台と江の島灯台、長者ヶ崎突端と中郡大磯町大磯港西防波堤灯台、江の島灯台と二子山凹点、高麗山頂点と岩戸山頂点、酒匂川河口左岸と初島東端、魚見崎と	1月1日から12月31日まで。	横須賀市鴨居に漁業根拠地※がある者。ただし、かつお、まぐろを目的とする場合は、5月1日から8月31日まで。	下表(ア)のとおり。	令和4年3月7日から同年4月30日まで。

			真鶴町笠島南端の各見通し線及び神奈川県と静岡県境にある千歳橋の下流端の中央点から初島灯台の中心点を見通す線を0度とし、同中央点から左回りに34度20分の線、以上の各連絡線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。					
いわしき中 型まき網 漁業	2 以上 20 トン未 満の申 請のあ つた總 トン数	5トン 定めな い	神奈川県の地先海面	1月1日か ら 12月31 日まで。 の申 請のあ つた總 トン数	横須賀市佐 島に漁業根 拠地※があ る者。	下表 (イ) のとお り。	令和4年 3月7日 から同年 4月6日 まで。	令和4年 5月1日 から令和 9年4月 30日ま で。
1	5トン 以上 15 トン未 満の申 請のあ つた總 トン数	5トン 定めな い	神奈川県の地先海面	1月1日か ら 12月31 日まで。 の申 請のあ つた總 トン数	横須賀市佐 島に漁業根 拠地※があ る者。	下表 (ウ) のとお り。	令和4年 3月7日 から同年 4月6日 まで。	令和4年 5月1日 から令和 9年4月 30日ま で。

*漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

表 規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件

(ア)	1. 火光を利用してはならない。 2. 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。 3. 2 そimatelyでの操業とする。※ ※許可時に組となる船舶を指定する。
(イ)	1. 火光を利用してはならない。 2. 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。 3. 2 そimatelyでの操業とする。※ ※許可時に組となる船舶を指定する。
(ウ)	1. 火光を利用してはならない。 2. 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。